

資 料

（個人所得課税（地方税））

目 次

I 個人所得課税・各論

・ 個人住民税の性格と諸控除	2
・ 人的控除の概要	4
・ 政策目的とされる主な控除制度の概要	5
・ 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（個人住民税）	6
・ 扶養控除制度の概要（個人住民税）	7
・ 子供のいる世帯に対する現行の税制及び予算措置（個人住民税）	8
・ 退職所得の課税方式（個人住民税）	9
・ モデル年金額と個人住民税の課税最低限	10
・ 個人住民税の納税者数（平成18年度分）	11
・ 給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート	12
・ 納税者の信頼確保に向けた主な施策（地方税関係）	13

II 地方税における寄附金控除とふるさと納税

・ 寄附金控除	15
・ 寄附金控除に係る所得税と個人住民税の比較	17
・ 「ふるさと納税研究会」報告書のポイント	18

I 個人所得課稅・各論

個人住民税の性格と諸控除

- 所得割の所得控除及び課税最低限のあり方については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税と一致させる必要はないと考えられます。

「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（抄）（税制調査会：平成12年7月）」

- 個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有すると同時に、少子・高齢化に伴いより重要となる福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できる税である。また、税収入の面で見れば、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えている。

所得税から個人住民税への本格的な税源移譲においても、税率のフラット化が基本となっており、個人住民税の応益性などがより明確になる。個人住民税については、引き続き応益性を明確化しつつ、地方税において中核的役割を果たすものとして充実確保を図る必要がある。

「個人所得課税に関する論点整理（抄）（税制調査会基礎問題小委員会：平成17年6月）」

- 所得割の諸控除については、個人住民税の性格も踏まえて簡素化・集約化などの見直しを図り、課税ベースの拡大に努めるべきである。特に、税源移譲に伴い応益的な性格が強まることから、人的控除をはじめ各種の所得控除について、所得税とは独立して、整理合理化を図ることが望ましい。なかでも、生命保険料控除、損害保険料控除など政策誘導的な色彩の強い控除については、地方分権の観点からも、地方税である個人住民税においては速やかに整理すべきである。

「個人所得課税に関する論点整理(抄)(税制調査会基礎問題小委員会:平成17年6月)」

- 個人住民税は、「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分かちあうという性格を有している。3兆円の税源移譲の実現に伴い所得割が10%比例税率化され、応益性がより明確になることを踏まえ、その在り方を考えていく必要がある。
- また、所得割の諸控除については、「地域社会の会費」としての個人住民税の性格を踏まえて整理合理化を図り、課税ベースの拡大に努めていく必要がある。こうした観点から、特に政策誘導的な控除については、所得割が比例税率化されること等も勘案し、控除額の水準等その在り方について速やかに見直すべきである。

「平成19年度の税制改正に関する答申－経済活性化を目指して－(抄)(税制調査会:平成18年12月1日)」

人的控除の概要

区 分			創設年(度)		対 象 者	控除額		本人の所得要件
			所得税	個人住民税		所得税	個人住民税	
基礎的 な 人 的 控 除	基礎控除		昭和22年 (1947年)	昭和37年度 (1962年度)	・本人	38万円	33万円	
	配偶者控除	控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	昭和58年度 (1983年度)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
	配偶者特別控除		昭和62年 (1987年)	昭和63年 (1988年)	・生計を一にする配偶者で、かつ、控除対象配偶者に該当しないもの	最高38万円 (配偶者の年間所得による)	最高33万円	年間所得 1,000万円以下
	扶養控除	扶養親族	昭和25年 (1950年)	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		特定扶養親族	平成元年 (1989年)	平成2年度 (1990年度)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円	
		老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	昭和58年度 (1983年度)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
		(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	昭和55年度 (1980年度)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円	
特別な 人 的 控 除	障害者控除		昭和25年 (1950年)	昭和37年度 (1962年度)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円	
	(特別障害者控除)		昭和43年 (1968年)	昭和43年度 (1968年度)	・上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円	
	寡婦控除		昭和26年 (1951年)	昭和37年度 (1962年度)	・次の要件のいずれかに該当する者 ①夫と死別したもの ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得 500万円以下
	(特別寡婦加算)		平成元年 (1989年)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	+4万円	年間所得 500万円以下
	寡夫控除		昭和56年 (1981年)	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得 500万円以下
	勤労学生控除		昭和26年 (1951年)	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円	年間所得が65万円以下、かつ給与所得等以外が10万円以下

(注)昭和36年度以前においても、市町村が採用する課税標準の種類によっては、所得税の所得控除が反映される仕組みとなっていた(例:所得税額を課税標準とする場合)。

政策目的とされる主な控除制度の概要

(所得控除)

控除の種類	概 要	所 得 税	個人住民税
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	最高5万円 〔生命保険料及び個人年金保険料のそれぞれについて最高5万円〕	最高3万5千円 〔生命保険料及び個人年金保険料のそれぞれについて最高3万5千円〕
損害保険料控除 (平成20年度分以後、廃止)	損害保険料を支払った場合に控除	最高 短期3千円、長期1万5千円 合計1万5千円	最高 短期2千円、長期1万円 合計1万円
地震保険料控除 (平成20年度分以後、適用)	地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料を支払った場合に控除	最高5万円	最高2万5千円

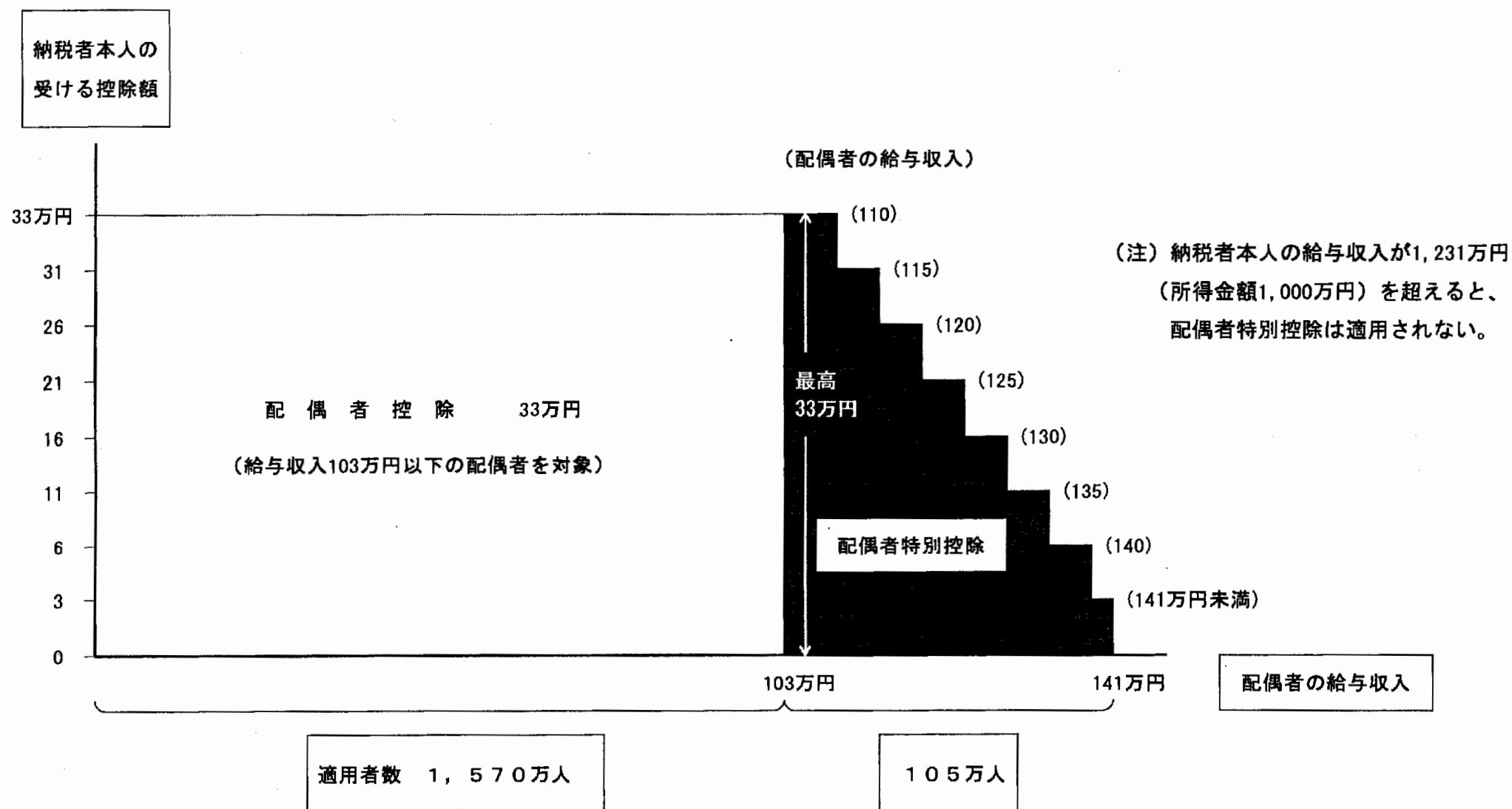
※損害保険料控除については、廃止後も一定の経過措置あり

(税額控除)

控除の種類	所 得 税	個人住民税
住宅借入金等特別控除	有	無
政党等寄付金特別控除	有	無
耐震改修特別控除	有	無
試験研究費が増加した場合等の特別控除	有	無
エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別控除	有	無
情報通信機器等を取得した場合等の特別控除	有	無

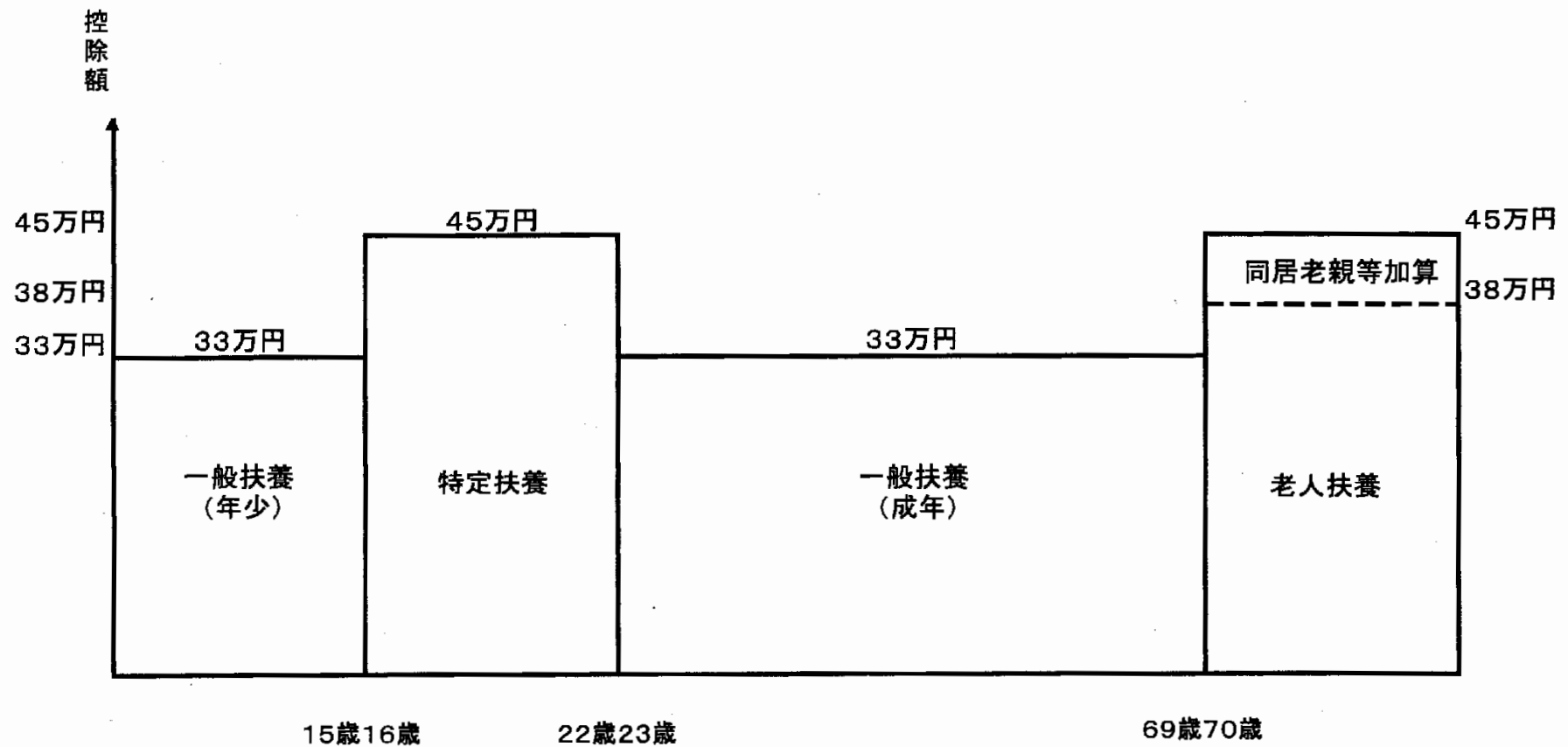
※住宅借入金等特別控除については税源移譲に伴う経過措置あり

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（個人住民税）（配偶者が給与所得者の場合）



(注) 適用者数は、「平成18年度市町村税課税状況等の調」によるすべての納税義務者に係る数値である。

扶養控除制度の概要（個人住民税）



(注) 扶養親族が特別障害者に該当し、かつ同居している場合、控除額が23万円加算される(同居特別障害者加算)。

子供のいる世帯に対する現行の税制及び予算措置（個人住民税）

		考え方	現行制度	留意点
税制	所得控除	扶養者の担税力の減殺に配慮	扶養控除 ・子供1人につき、33万円を控除 （16歳以上23歳未満の子供は、45万円を控除）	・所得水準に関わらず基本的に負担軽減効果は同等
予算	手当	子育て世帯への財政支援	児童手当 ・第1子・第2子 6万円／年 ・第3子以上 12万円／年 （小学校修了まで支給・所得制限あり） （注）平成19年度より、0～3歳未満の児童に係る児童手当の額は、一律12万円	・所得の多寡に関わらず負担軽減額は一定 ・税額の多寡による影響は受けない

（参考）

税制	税額控除	子育て世帯への財政支援	—	・所得の多寡に関わらず負担軽減額は一定（手当と同じ） ・税額が税額控除額を下回る場合は、負担軽減額は減少する （非納税者には負担軽減が及ばない）
----	------	-------------	---	--

退職所得の課税方式（個人住民税）

他の所得と区分して次により分離課税（現年課税）

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

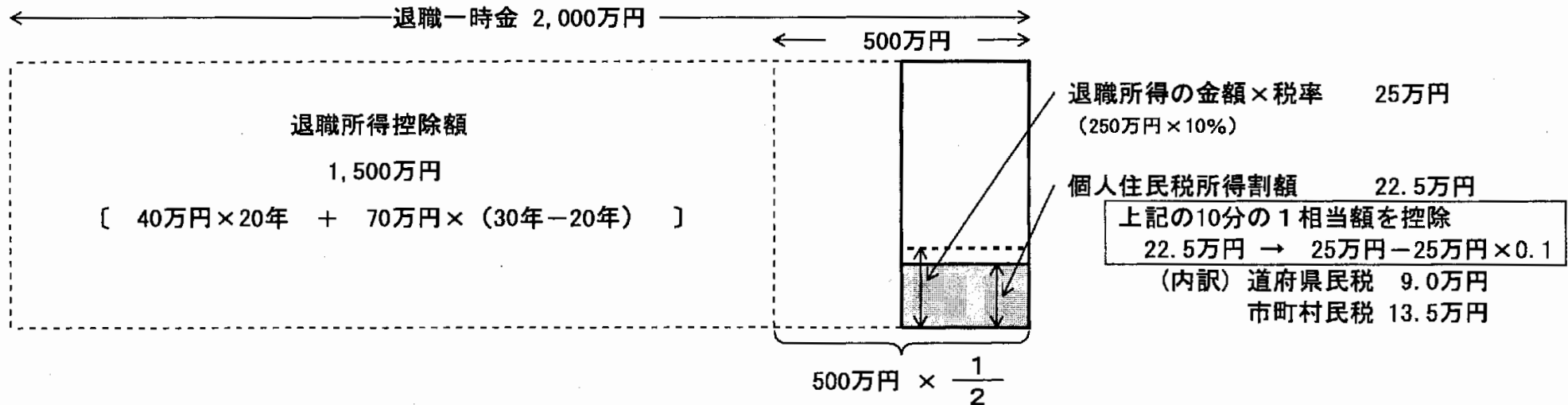
勤続年数20年まで 1年につき40万円 勤続年数20年超 1年につき70万円

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} = \text{個人住民税所得割額}$$

（ただし、当分の間は、上記の金額からその10分の1相当額を控除）

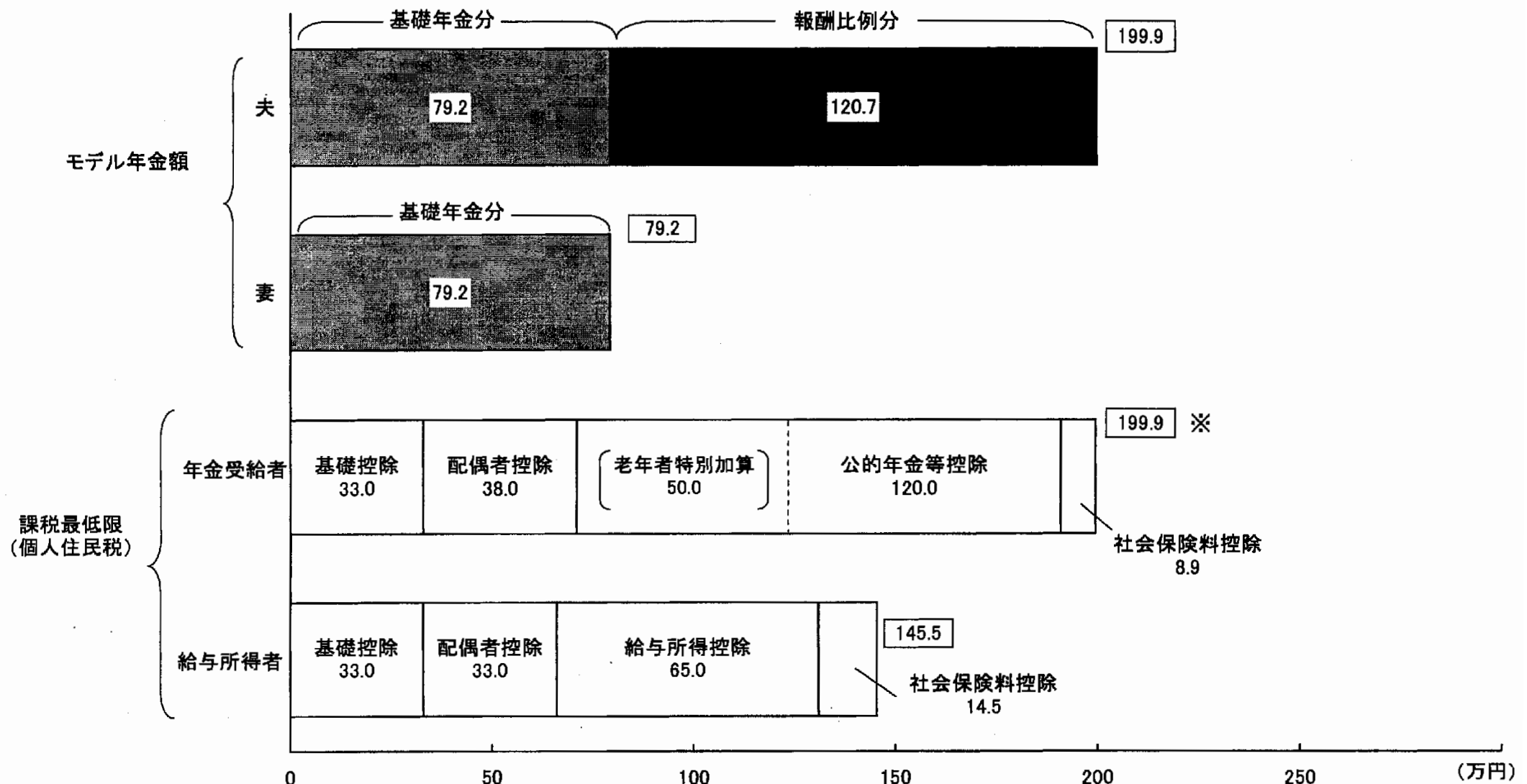
課税所得金額	税率	道府県民税		市町村民税	
		一律		一律	
一律	10%	4%		6%	

（例）勤続年数30年の場合



※ 昭和41年までは前年度課税としていた。

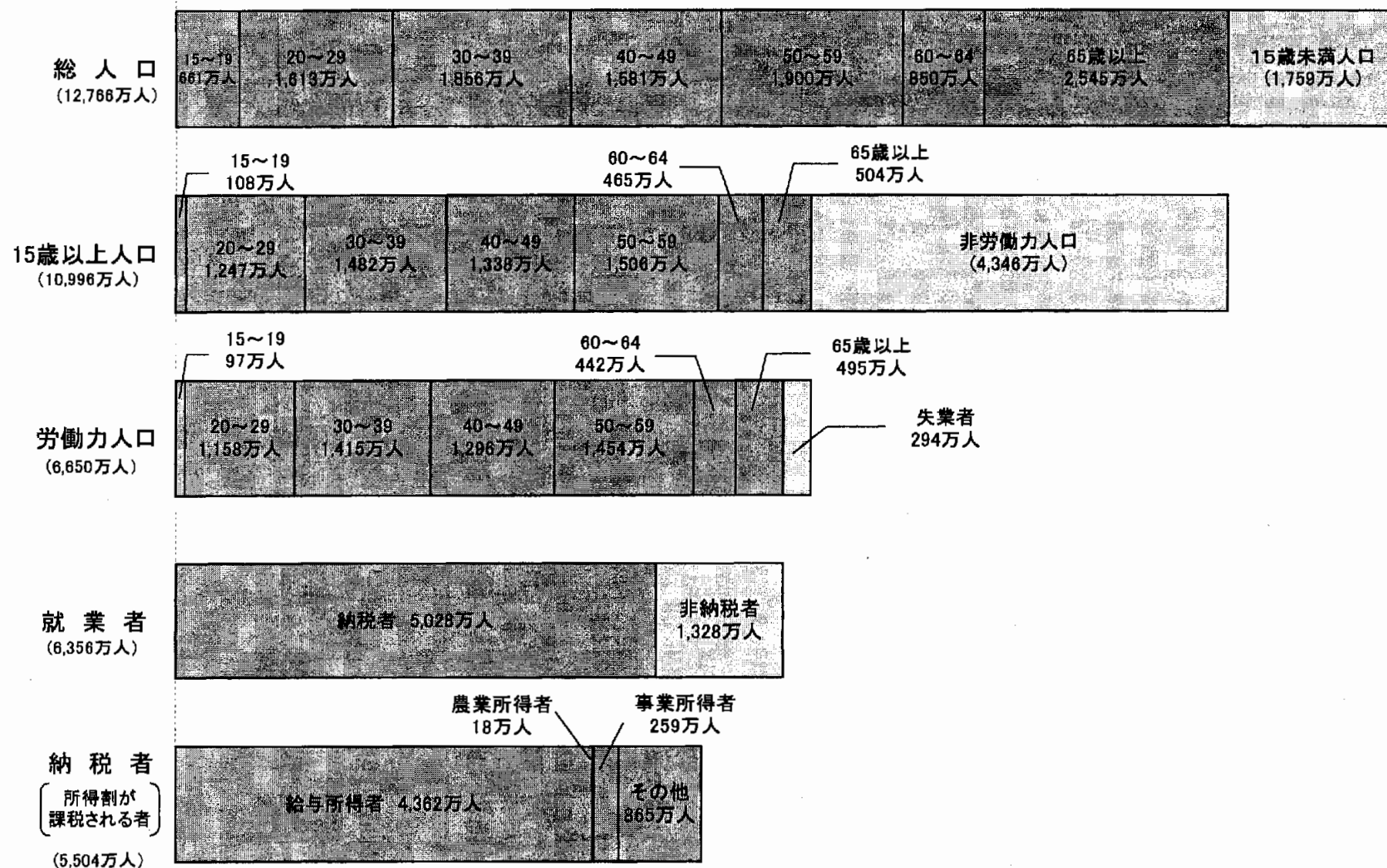
モデル年金額と個人住民税の課税最低限



- (注) 1. モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマン夫婦(妻は専業主婦)の受け取る年金額(18年度物価スライド実施後)である。
 2. 年金受給者の課税最低限については、夫:65歳以上・妻:70歳以上の者として計算している。
 3. 年金受給者の非課税限度額は夫・妻とも222.0万円であり、給与所得者世帯の非課税限度額は170.0万円である。

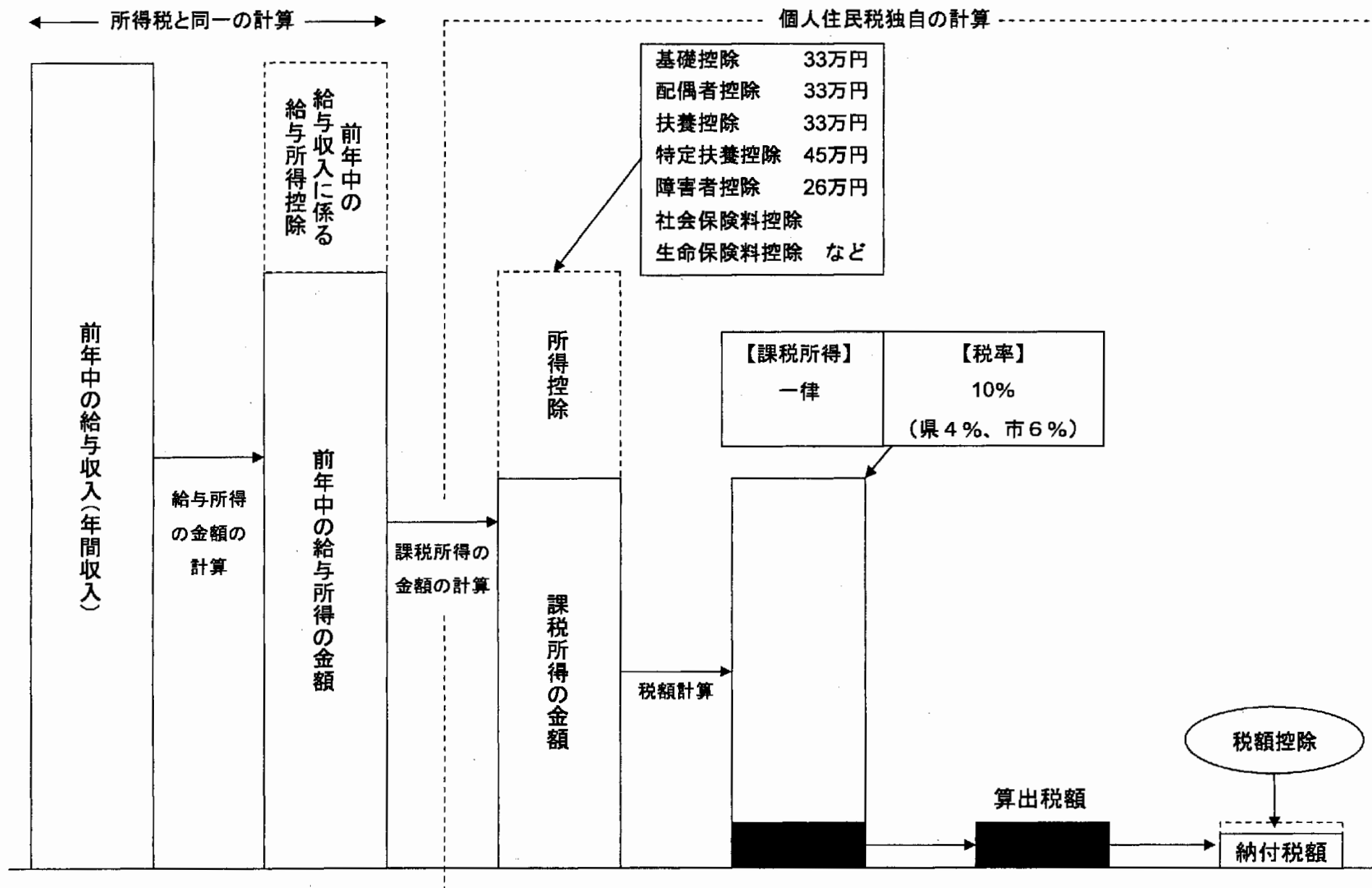
※ 専業主婦の年金収入(モデル基礎年金79.2万円)を含めると、課税されない世帯収入は279万円となる。これと同額の給与所得者の個人住民税負担は7.8万円。

個人住民税の納税者数(平成18年度分)



- (備考) 1. 15歳以上人口、労働力人口、就業者数等は、「平成17年 労働力調査年報」(総務省)による。
 2. 納税者数は「平成18年度市町村税課税状況等の調」(総務省)による(年金受給者も含まれている)。
 3. 個人住民税均等割の納税者数は、5,919万人である。

給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート



納税者の信頼確保に向けた主な施策（地方税関係）

	主 な 施 策	備 考
昭和 56 年	・脱税に係る懲役刑及び公訴時効期間の強化・延長 ・脱税に係る更正決定の期間制限の延長	・ 3 年 ⇒ 5 年 ・ 5 年 ⇒ 7 年
昭和 59 年	・白色申告者に対する記録保存制度及び記帳制度の創設 ・官公署等への協力要請規定の創設 ・過少申告加算金の割合の引上げ ・原告が行うべき証拠の申出に係る規定の整備	・前々年又は前年中の所得について所得割を課された者等を対象 ・一律 5 % ⇒ 5 %・10 %
平成元年	・軽油引取税の脱税防止対策の強化	・脱税に係る罰則の引上げ等
平成 10 年	・帳簿書類の電子データ保存制度の創設 ・秘密漏えいに関する罪の罰金の引上げ	・スキヤナ保存への対応（平成 17 年拡充） ・3 万円 ⇒ 30 万円
平成 11 年	・軽油引取税の脱税防止対策の強化	・輸入等に係る故意不申告罪の創設
平成 14 年	・郵便官署における納税証明書の交付 ・自動車税及び自動車取得税に係る申告書様式の統一 ・固定資産税路線価等の公開	
平成 15 年	・地方税収納事務の民間委託の開始 ・固定資産課税台帳の縦覧制度の拡充 ・固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度の創設	・コンビニエンスストア等への地方税の収納委託
平成 16 年	・軽油引取税の脱税防止対策の強化 ・軽自動車税に係る申告書様式の統一	・不正軽油等譲受罪の創設等
平成 17 年	・地方税の電子申告の運用開始 ・都道府県が特例として行う個人住民税の徴収・滞納処分の要件緩和 ・自動車保有関係手続のワンストップサービスの運用開始 ・軽油引取税の脱税防止対策の強化	・夜間の強制調査に係る規定の整備
平成 18 年	・給与支払報告書の提出範囲の拡大 ・県域を越える自動車の転出入に係る自動車税の月割計算の廃止 ・軽油引取税の脱税防止対策の強化 ・郵便等により提出される書類の発信主義の適用範囲の拡大 ・不申告加算金の割合の引上げ ・更正の請求制度の拡充	・供給者罰則の創設 ・一律 15 % ⇒ 15 %・20 %

Ⅱ 地方税における寄附金控除と ふるさと納税

寄附金控除

- 寄付金は、一般的には他人に対する金銭等の贈与であって、所得の任意処分であるため、個人所得課税の課税ベースに含めるべきものです。ただし、所得税においては特定の公益目的の寄付、すなわち教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献などに資するものについては、支出した特定寄付金（1万円を超える部分）を控除することができる寄付金控除が認められています。一方、個人住民税の寄附金控除については、控除を行う地方公共団体と寄附金による地方公共団体の受益との対応関係が必要であるため、所得税に比較し、極めて限定されたものとなっています。なお、個人がNPO法人に対して寄付金を支出した場合の税制上の取扱いについては、制度の趣旨や法人の実態を踏まえ、相当の公益性を担保するための基準や仕組みをどのようにするかを含め、広範な観点から検討を進めていかなければなりません。

（わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（平成12年7月））

- 地方税である個人住民税については、「地域社会の会費」であり広く負担を分任するという性格などを踏まえ、平成元年度までは寄附金控除の仕組みは設けられていなかった。平成2年度に住所地の都道府県共同募金会を対象にはじめて寄附金控除の仕組みが設けられた。その後、平成4年度に住所地の日本赤十字社支部が、平成6年度には全ての都道府県・市区町村が寄附金控除の対象となった。しかし、税の性格に基づき、対象団体、適用下限額、控除限度額について所得税と比べて大きく異なる制度となっている。

近年、寄附を促進する必要性が指摘されている。非営利法人等の中には、地方公共団体の施策と関連が深く、また、地域に密着した活動を行うものが多くなっている。

国が一律に個人住民税の寄附金控除の対象を定めることについては地方分権の観点からも慎重であるべきであろう。しかし、こうした地域に密着した非営利法人等については、歳出等による支援の手法のほか、地方税においても寄附金控除が可能となるよう見直していくべきである。また、現行10万円の適用下限額についても、大幅に引き下げることが望ましい。

地方税である個人住民税の性格にあった寄附金控除の仕組みは、「民間が担う公共」の領域の役割が重要となっていることも踏まえながら、基本的に条例などにより地方公共団体によって独自に構築されるべきである。その際、控除を行う地方公共団体と寄附金による当該地域の受益との対応関係や、地方公共団体の自主性、市町村・納税者の事務負担などにも留意する必要がある。

(新たな非営利法人に関する課税及び寄付金税制についての基本的考え方

(税制調査会基礎問題小委員会・非営利法人課税ワーキング・グループ／平成17年6月))

寄附金控除に係る所得税と個人住民税の比較

所 得 税	個人住民税
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	都道府県、市区町村に対する寄附金（平成6年度創設）
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして 財務大臣が指定したもの 〔539件（H17年度の指定数）〕	住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの（平成2年度創設） 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの（平成4年度創設）
3 特定公益増進法人に対する寄附金（1及び2を除く） ①日本学生支援機構などの独立行政法人等 ②(財)日本体育協会など政令に掲名されている民法法人等 ③科学技術の研究などを行う一定の要件を満たす民法法人 ④学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥更生保護法人 〔①～⑥の合計：20,662法人（H18.4.1現在）〕	
4 国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金 〔70法人（H19.9.1現在）〕	
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	
6 政党等に対する政治活動に関する寄附金	
7 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金	
「寄附金（※）－5,000円」を所得から控除 ※ 総所得金額等の40%を限度	「寄附金（※）－10万円」を所得から控除 ※ 総所得金額等の25%を限度

「ふるさと納税研究会」報告書のポイント

総 括

1. 「ふるさと納税」の意義

① 納税者の選択

- ・ 「ふるさと納税」は、納税者が自分の意思で、納税対象を選択できるという道を拓くものであり、画期的な歴史的意義。
- ・ 納税者が税の意義に思いをいたし、納税の大切さを自覚する貴重な機会。

② 「ふるさと」の大切さ

- ・ 日本の中で、国民生活を支えるうえで、地方の果たしている役割は極めて大きい。
- ・ 「ふるさと納税」を通じて多くの人々は、「ふるさと」の大切さを再認識。

③ 自治意識の進化

- ・ 自治体間競争が刺激されることにより、地方団体が自治意識を進化させる重要な契機。

2. わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して(本論の要旨について記述)

(1) 「ふるさと」の概念

(2) 寄附金税制の進化

(3) 国が果たすべき役割

(4) 個人住民税の税額控除と手続の簡素化

(5) 寄附を受ける地方団体の説明努力

I これまでの制度と「ふるさと納税」論議

- 平成6年度から地方団体に対する寄附金を住民税において所得控除。
- 「ふるさと」納税論議の高まりを踏まえ、「税」を分割する方式の可否を含め、「わかりやすく、使いやすい」仕組みづくりを検討。

II 制度設計の前提となる論点

1. 「ふるさと」の概念

- 「ふるさと」となる地方団体は限定しない。
- 都道府県及び市区町村の双方を対象とする。
 - ・ 貢献・応援したいと思う「ふるさと」のイメージは人により様々であり、納税者の意思に委ねることが適當。
 - ・ 仮に「ふるさと」となる地方団体を定義しても、確認が困難な場合や確認のための事務負担が大きくなる場合あり。

2. 「税」を分割する方式の可能性

- 「税」を分割する仕組みではなく、「寄附金」税制による。

(1) 受益と負担

- ・ 受益関係がなければ、課税権を法的に根拠づけることはできない。

(2) 課税権

- ・ 条例の効力の及ぶ範囲との関係からも、住所地以外の地方団体に住民税の課税権を認めることはできない。

(3) 租税の強制性

- ・ 租税の強制性の観点から、納付先の選択を可能とする仕組みは「税」とは相容れない。

(4) 住民間の公平性

- ・ 政策の合理性及び措置の有効性を勘案した公平性の侵害の程度が一定の範囲にとどまれば許容される。
- ・ 「税」を分割する方式をとる場合に固有の問題ではないが、「寄附金」税制を応用する場合にも考慮することが必要。

(5) 「寄附金」税制を応用する可能性

- ・ 「寄附金」税制を応用する方式をとれば、(1)～(3)の論点はクリアされる。
- ・ (4)の論点は、「寄附金」税制の上限額において考慮すべき問題。

Ⅲ 寄附金税制の応用による「ふるさと納税」制度の検討

1. 国が果たすべき役割

- 国も一定の役割を担うこととし、所得税、住民税双方を対象（現行制度も双方から控除）
 - ・ 「ふるさと納税」は地方団体のみならず国にとっても大きな意義があり、国と地方団体がそれぞれの責任に応じて一定の役割を果たすことが望ましい。

2. 控除方式のあり方

- 住民税については税額控除方式とする（現行制度は所得控除方式）
 - ・ 税額控除方式の方が、効果を実感しやすく、分かりやすい。
 - ・ 寄附金控除の効果を高めることが可能。

3. 個人住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の個別の検討課題

(1) 個人住民税の税額控除の割合

- 所得税と合わせて適用下限額を超える額の全額を控除。
 - ・ 「ふるさと納税」の趣旨に鑑み納税者の負担が極力増加しないよう配慮すべき。

(2) 控除対象となる個人住民税

- 都道府県民税、市区町村民税の両方から税率比（4：6）で控除。
 - ・ 実務上も、現行制度に準じた形で、控除することが簡便。

(3) 個人住民税の税額控除の上限額

- 全額控除の対象は個人住民税所得割の1割を上限。
（上限を超える部分についても、これまでと同等程度の税額軽減措置を講ずることが望ましい。）
 - ・ 「地域社会の会費」という住民税の性格や負担の公平の視点から高率での税額控除には一定の上限を設ける必要。

(4) 個人住民税の税額控除の適用下限額

- 5,000円を適用下限額とする。
 - ・ 事務負担も考慮しつつ、比較的少額の寄附を行う者に配慮し、適用下限額を現行の10万円から大幅に引き下げ。

4. 個人住民税の税額控除の手続の簡素化

- 住民税に特化した申告の仕組みなどを検討すべき。

5. 地方交付税における取扱い

- 寄附を受けた地方団体の地方交付税が減少しないように措置するとともに、寄附者の住所地の地方団体の住民税が減少した場合にも、減少額を基準財政収入額に反映することが望ましい。

IV 所得税との関係

- 所得税、住民税合わせて適用下限を超える額の全額を控除。
 - ・ 所得税、住民税とも税額控除方式とすることが望ましいが、所得税の体系の中での検討が必要。
 - ・ 所得税について現行制度が維持される場合は、所得税は所得控除方式としつつ、住民税は税額控除方式とする。
 - ・ 適用下限額を超える額について、所得税、住民税合わせて全額控除される仕組みとすることが適当。

V 地方団体の説明努力

1. 地方団体における自主的な努力

- 地域の魅力の情報発信を行うような取組は、大いに推奨されるべきもの。

2. 寄附者に対する寄附金の使途の明示、報告等

- 地方団体が自主的に、使途の限定や寄附者への使途の明示を行うことは、望ましいもの。
- 地方団体に、使途の限定等を条例で規定する義務を一律に課すことは、税法上の要件にはなじまない。